

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第60号

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつて

100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

は、100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。